

〔研究ノート〕

京都府及び同府内各市の法務組織について —2010年度から2011年度にわたるヒアリング調査の結果から—

小林明夫

I はじめに

II ヒアリング調査の対象自治体並びにその方法及び内容

III 各設問の内容並びにこれらに対する回答の集計結果及び評価

IV おわりに

附属資料：調査票及び調査集計表

I はじめに

1990年代半ばに起源を發する第一次地方分権改革以降、我が国の自治体においては、「政策法務」という言葉が急速に普及しはじめ、現在では、この用語を知らないという自治体の法務担当者はおそらくいないであろうと思われるほどに、この語は地方自治の分野に広く浸透している。政策法務の代表的な定義としては、「法を政策実現の手段と捉え、政策実現のためにどのような立法、法執行、争訟評価が求められるかを検討する理論及び実務における取組⁽¹⁾」を挙げることができる。そして、その中でも特に立法法務に関し、自治体が地域の政策課題に対応してローカル・ルールを的確に設計できる人材（職員）を育成することを目指した政策法務研修が、全国各地で広く行われるようになった。このことは、「政策法務」という取組の全国的な浸透傾向を象徴するものであるといえよう。

政策法務を支えるには、そのための組織基盤をつくる必要がある。その

(1) 磯崎初仁『自治体政策法務講義』（第一法規、2012年）3頁。

ポイントは、「組織」と「人材」である。このうち組織面では、第一次分権改革の前後から、政策法務課、政策法務担当などその名に「政策法務」を冠する組織や職が設置され始めていることが注目される。庁内の横断組織として「政策法務委員会」を設置している自治体も存在する⁽²⁾。他方、人材面では、前述のとおり、多くの自治体が「政策法務研修」を導入し、職員の政策法務能力の養成に力を入れている。このようにマネジメントの面では、政策法務の取組は拡大している。

筆者は、かつて、官僚、自治体職員を経て研究者へと転身した。この転身のきっかけともなったのが、分権時代の政策法務を支える組織・人材育成のあり方といった、いわば「政策法務マネジメント」ないしは「政策法務組織論」に関する研究や問題関心である⁽³⁾。2010年4月をスタートに、2012年4月に名古屋地域の現本務校に移籍するまでの2年間、筆者は、研究者としての初任ポストを京都府下の大学において過ごした。その時代、筆者は、当時自分が身を置いていた京都府というエリアを対象として、政策法務組織についてのヒアリング調査を行った。

当時の状況はと言えば、国政では、2009年の衆議院議員総選挙で本格的な政権交代が起こり、それによって民主党中心の政権が誕生し、2010年6月には「地域主権戦略大綱」が閣議決定されるなど自治体の条例制定権の拡大に向けたとされる改革が動き出しつつあった。これらの動きに対応して、自治体として何らかの政策法務組織の体制整備を検討しているのかどうか、身近な自治体の行政現場の実状を調べてみることには、一定の意義があるものと思われた。

また、筆者は、実務家時代の研究成果から、地方分権時代に対応した自治立法立案・審査システムの確立に向けて、どのような法務組織や人材の

(2) 横須賀市（委員会設置2001年）、千葉県（委員会設置2003年）などが代表例である。

(3) 拙論「立法検討過程の研究－自治立法学への試論」自治研究83巻8号（2007年）114頁以下及び同巻12号（同年）112頁以下参照。

京都府及び同府内各市の法務組織について—2010年度から2011年度にわたるヒアリング調査の結果から—（小林明夫）

育成が必要なのか、一定の「処方箋」は既に持ち合わせていた⁽⁴⁾。しかしながら、筆者自身、その処方箋（対応策）は、おおむね都道府県や指定都市、中核市といった規模の自治体には適用できても、これら未滿の規模の自治体には適用が現実的に困難ではないかと考えており、それら中小規模の自治体への対応策として確固たるものは見いだし得ていない。このことから、府や指定都市である京都市を除いては中小規模の自治体からなる京都府のエリアにおいて、法務組織に関するヒアリング調査を行い、実態を把握することにより、今後の研究の参考としたいと考えた次第である。

ヒアリング調査は、2010年11月の京都府庁から開始したが、府内全市の調査を終了できたのは、2012年3月のことであった。このように、ヒアリング調査の開始から終了まで1年5か月もの期間を要したのは、筆者自らの講義や学務の合間を縫うようにして進めざるを得なかったことその他諸般の事情によるものである。調査期間がこのように長期にわたってしまったことにより、全体として、調査結果としてまとめるのにふさわしくないデータになってしまったのではないかとも思われたが、それでも調査結果をまとめておくこと自体には、なお幾ばくかの意義があるものと考え、本稿の執筆に至ったものである。

京都府内には、京都市以下15の市と11の町村が存在する。本来ならば、これら26市町村をすべて調査・報告の対象とすべきところであるが、筆者一人というマンパワーの問題もあり、最終的に、町村は対象から除くこととせざるを得なかった。ただ、京都府内の市は、京都市と宇治市の2市以外は、すべて人口10万人未滿の規模の市であり、その意味で、中小規模の自治体の法務組織に関する調査結果という観点からみた場合でも、なお、有用性は失われていないものとする次第である。

(4) 詳細は、拙論・前掲注(3)を参照いただきたいが、そのエッセンスは、条例案を立案する側とこれを審査する側との間に力の拮抗した法的議論をいかにして発生させるかという観点から、当面の対応として、部局法務担当の設置とそのソフト面での運用に言及したものである。

Ⅱ ヒアリング調査の対象自治体並びにその方法及び内容

一 ヒアリング調査の対象自治体

調査対象の自治体は、京都府及び同府内の全15市である（合計16自治体）。参考までに、これら調査対象自治体の当時の人口規模を示すと次の【表1】のとおりである。

【表1】 調査対象自治体の人口規模

自治体名	人口（単位：人）	備考
京都府	2,551,706	都道府県
京都市	1,384,896	指定都市
福知山市	80,804	一般市
舞鶴市	89,541	一般市
綾部市	37,047	一般市
宇治市	190,091	一般市
宮津市	20,778	一般市
亀岡市	92,980	一般市
城陽市	80,362	一般市
向日市	54,643	一般市
長岡京市	79,248	一般市
八幡市	73,392	一般市
京田辺市	62,730	一般市
京丹後市	61,661	一般市
南丹市	34,406	一般市
木津川市	69,310	一般市

（出典）人口は、『全国知事・市町村長ファイル2010-2011』（地方行財政調査会、2010年）による。

以上のように、京都府の人口（約255万人）のうち、指定都市である京都市の人口は約138万人であり、その占める割合は同府の人口の約54%にも上る。また、京都市に次いで、府内2位の人口を擁するのは宇治市（約19万人）であるが、これは特例市の要件である人口20万人に及ばない規模である。そして、これに次ぐ3位の亀岡市（約9万3千人）から府内の市

京都府及び同府内各市の法務組織について—2010年度から2011年度にわたるヒアリング調査の結果から—（小林明夫）

で人口最少の宮津市（約2万1千人）まで、すべて人口10万人に満たない市から構成されている。すなわち、京都府というエリアにおいては、大都市としては指定都市たる京都市ただ一つのみ存在し、これと他の中小都市のみからなるという構成であり、中核市、特例市といった中間的な大都市制度の適用を受ける市は存在しない。この点が、今回の調査対象自治体群の特徴である。

二 調査の方法

調査は、対象自治体の府庁・各市役所の法務担当セクションを訪問し、調査票に基づくインタビュー調査を行うという形で実施した。

調査票は、原則として、事前にメール等で相手方に送付しておき、それに基づいて訪問当日に質問するという手順で進めた。相手方が、各設問について、あらかじめ一応の回答を書面で準備しているケースも多かったが、その場合であっても、あらかじめ記された回答の趣旨を筆者からよく確認し、当方の質問意図と認識のずれ等がある場合にはこれを相手方に説明し、あらかじめ記された回答を必要に応じて適宜修正する形で調査を行った。このように、双方向のコミュニケーションを重視した調査方法を採用したのは、「専門の法務セクションの設置の有無」や「部局法務担当の配置の有無」といった、回答する側の解釈によって答えが違ってくる可能性のある微妙な設問が含まれていたこと等によるものである。⁽⁵⁾

(5) ただし、調査対象自治体のうち、八幡市のみは、担当者が多忙ということで日程調整の如何にかかわらず一切面談に応じていただくことができなかった。そのため、筆者としては、メールにて送付された回答票を受領するに止めざるを得なかった。したがって、同市のみは、残念ながら調査時において十分なコミュニケーションをとることができなかったことをあらかじめお断りしておかねばならない。この点に関連して、同市の法務担当セクションは、他の多くの自治体と異なり、予算編成を司る財政課の中にあるという特異な組織編成となっていることから、予算関連作業に法務担当セクションが巻き込まれ、忙殺されてしまっているのではないかという印象を筆者として持った。

三 ヒアリング調査の内容

ヒアリング調査の内容は、別添附属資料のインタビュー調査項目（調査票）のとおりである。

なお、調査票には一般的な調査票（以下「基本調査項目」という。）と部局法務担当を置いている自治体だけに回答いただくための調査票（以下「特別調査項目」という。）の二種類がある。基本調査項目中に部局法務担当の配置の有無を問う設問があり、これに「配置している」と答えた自治体のみ特別調査項目にもお答えいただくという構成をとった。

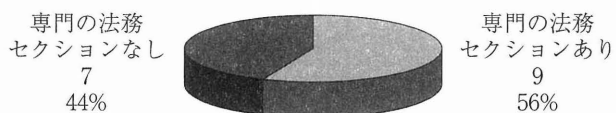
Ⅲ 各設問の内容並びにこれらに対する回答の集計結果及び評価

一 基本調査項目

1 専門の法務セクションの設置の有無

調査対象自治体に、「法規係」、「法制係」などという形で、専門の法務セクション⁽⁶⁾があるか否かを問うたものである。当該自治体の法務組織の充実度をみる上で、もっとも基礎的な調査項目である。

（図1）専門の法務セクションの設置の有無



結果としては、図1に示したとおり、9自治体（56%）が専門の法務セクションを設置しており、設置なしとした自治体は7団体（44%）に止まった。設置している自治体は、京都府（以下単に「府」という。）、京都市、

(6) 本調査でいう「専門の法務セクション」とは、原則として「係」単位相当の組織を想定し、主たる業務（＝当該セクションの事務量のおおむね50%以上）として条例案の審査や訟務対応のアドバイスなどの法務事務を行うセクションを指すものとした。

京都府及び同府内各市の法務組織について—2010年度から2011年度にわたるヒアリング調査の結果から—（小林明夫）

福知山市、舞鶴市、宇治市、亀岡市、長岡京市、八幡市、南丹市の9府市（以下「法務専門セクション設置自治体」という。）である。このうち南丹市以外は、すべて人口7万人以上の市である。専門の法務セクションの事務量面からのニーズや自治体の規模等を考えた場合、人口7万人という都市規模が一応の目安になるようである。なお、「設置なし」とした7自治体のうち、人口7万人を上回るのは城陽市1市のみであった。同市の場合、文書の取受・発送、公文書管理・保存（マイクロフィルム化も含む。）等も法制担当の係が行っており、係単位として事務量をみた場合、法務事務は係全体の事務量の25%未満となってしまうとのことであった。このあたりの特殊性が、集計結果に反映したと思われる。

2 1で「ない」（設置なし）と答えた自治体への質問

(1) 議会に提出する条例案の審査はどのセクションが行っているか。（具体的なセクション名）

該当セクションの事務において法務事務の占める割合から、本調査上「専門の法務セクションなし」と整理された自治体であっても、必要な条例案は首長から議会に提出し、議決を経ていることに変わりはない。そうであるからには条例案の審査ないしチェックを行うという仕事そのものは存在するわけであり、当然のことながらこの事務をどこかのセクションが行っているはずである。この設問は、この点を確認するための調査項目である。

本調査で「専門の法務セクションなし」と整理された自治体は、綾部市、宮津市、城陽市、向日市、京田辺市、京丹後市及び木津川市の7市である。これらのほとんどが総務系の課の行政係といったセクションで、条例案審査を担当しているとのことであった（詳細は後掲【表2】参照）。

(2) (1)のセクションは、予算等も含めた「議案」一般のチェックや取りまとめをするセクションと同一か否か。

議会に首長が提出する議案は、当然のことながら条例案だけではない。

予算案や専決処分の承認・報告、一定金額以上の契約の締結など条例案に限られず多岐にわたる。これらは、条例案も含め、特定のセクションにより「議案書」という形に取りまとめられ議会に提出される。この議案書の取りまとめや印刷製本発注（自治体によってはコピーによる対応の場合もあり）を行っているセクション（以下「議案取りまとめセクション」という。）が自治体には存在する。

この設問は、(1)のセクションが「議案取りまとめセクション」と同一であるか否かを問うたものである。仮に、この両者が同一であるとした場合、条例案の審査という行為が「法規」に対する審査行為というよりは、予算その他の議案一般の取りまとめのレベルでのチェック行為に止まっているものと推察できる。換言すれば、組織編成上、条例案の審査という機能が議案一般のチェック機能から未分離の状態にあり、独自の機能として認識されていない可能性を示唆するものと考えられる。

調査結果は、「専門の法務セクションなし」に位置づけられた7市のうち、城陽市を除く6市が、条例案審査担当セクションが議案取りまとめセクションと同一であると回答している（詳細は後掲【表2】参照）。これら6市においては、条例案審査等を担う専門の法務セクションが存在しないだけでなく、組織編成上、条例案の審査という機能が議案一般のチェック機能から未分離の状態にあり、独自の機能として認識されていない可能性がある。

なお、城陽市においては、議案一般の取りまとめは条例案審査担当セクションではなく、財政担当セクション（財政課）が行っている。

(3) (1)のセクションの人数等

(1)のセクションの人数、事務分掌、デスク配置がわかる資料の提供を併せて求めた。

人数については、後掲【表2】のとおりである（係長等の監督者を含む）。多くの自治体の該当セクションは3～5人程度の人数であるが、木津川市

の行政係のみは10人と比較的大所帯である。これは、同市の行政係の分掌事務が他市に比べて特に広範にわたることがその原因であろうと考えられる。法務事務が50%未満と回答した自治体の条例案審査担当セクションは、公告式、例規集の整備・編纂、顧問弁護士や行政訴訟等の総括といった他の法務事務も担うだけでなく、議会对応の総括、選挙管理委員会事務局、公印、公文書の收受・発送、情報公開・個人情報保護、統計調査といった総務的事務も取り扱うことが一般的であるが、木津川市の行政係の場合は、さらにそれに加えて、庁舎・公用車の管理といった管財業務、地縁団体、行政相談、市営駐車場・駐輪場、放置自動車、交通安全対策などをも分掌している。これだけ広範な事務を担うために、10人という多人数編成になっているものと考えられる。なお、このような膨大な係の分掌事務のうち、法務事務の割合は10数%程度であるとのことであり、それを新規採用の主事1名のみで担当しているのが現状とのことであった。

次は、デスク配置についてである。個室中心の配置をとっている欧米の会社のオフィスに対して、日本の会社は伝統的に大部屋主義をとっているため組織文化に違いが出てくるように、オフィスにおけるデスクの配置は仕事のスタイルや心構えにも少なからず影響を与える。この点は行政組織の場合でも例外ではない。デスク配置については、このような人と人との執務上の物理的・空間的な位置関係が仕事の進め方に影響するという、筆者の実務経験に基づく考えの下、参考資料として収集した。一般に、日本の行政機関のオフィスでは、部屋の奥の窓に対して横向きに各担当者が相対して座り、その上席の監督者が窓に背を向けて座る向きで机を寄せ合い、一つのセクションが形成されているというスタイルが多い。この机の固まりを俗に「シマ」などと呼ぶ場合があるが、これはラインで仕事をしていく上でのオーソドックスな配置である。ところが、国の法規審査の専門セクションでは、このような一般的な配置をとっていないことが多々ある。⁽⁷⁾

(7) 詳細は、拙著「条例等の制定過程」田村泰俊ほか編著『自治体政策法務』（八千代出版、2009年）105頁以下参照。

そこで念のため、調査対象自治体にデスク配置図の提供を求めたものである。調査結果としては、7市すべてが「シマ」を形成する、一般的なデスク配置を採用していた。

【表 2】「専門の法務セクションなし」とした各市の状況

自治体名	(a) 条例案審査の担当セクション	(b) 左の人数	(c) (a) のセクションは議案取りまとめセクションと同一か否か
綾部市	総務部総務課行政担当	4 人	同 一
宮津市	企画総務室行政係	4 人	同 一
城陽市	総務経済環境部 総務電算情報課文書管理係	3 人	別 個（財政課が議案の取りまとめを行う）
向日市	企画総務部総務課行政係	5 人	同 一
京田辺市	総務部総務室総務調整係	4 人	同 一
京丹後市	企画総務部総務課行政係	4.5 人	同 一
木津川市	総務部総務課行政係	10 人	同 一

3 1 で「ある」（設置あり）と答えた自治体への質問

(1) 法務専門セクション名

府、京都市、福知山市、舞鶴市、宇治市、亀岡市、長岡京市、八幡市、南丹市の 9 府市が法務専門セクション設置自治体である。これらの自治体の当該セクションの名称を問うたものである。これらの自治体では「法制担当」、「法制課」、「法規係」などと言った形で「法」の文字を冠した組織名が過半数を占めた（詳細は後掲【表 3】参照）。「名は体を表す」ということであろうか、「専門の法務セクションなし」とした各市において「法」よりも「行政」の文字を冠したセクション名が主流であることと対照的な結果が出た。⁽⁸⁾

(2) (1) のセクションは条例に限らず「議案」一般のチェックや取りま

(8) ただし、法務専門セクション設置自治体でも「行政」など「法」以外の文字を冠したセクション名を採用している自治体が 4 団体ほど存在する。

とめも行っているか否か。

この設問は、前述の設問2の（2）に対応する設問である。係等の事務量に占める法務事務の割合からたまたま法務専門セクション設置自治体に分類された自治体であったとしても、この専門セクションが予算その他の議案一般の取りまとめも併せて担当しているという場合、実態としては2の（2）で述べたと同様（程度の差はあるにしても）、組織編成上、条例案の審査という機能が議案一般のチェック機能から未だ完全には分離・独立していない状態にあるものと考えられる。

調査の結果、法務専門セクションが議案一般のチェックや取りまとめも行っている自治体は、舞鶴市、亀岡市、長岡京市、八幡市及び南丹市の5市であり、法務専門セクション設置自治体の過半を占めた（詳細は後掲【表3】参照）。

逆に、法務専門セクションが議案一般のチェック機能から完全に分離・独立しているのは、府、京都市、福知山市及び宇治市であった。これら4自治体においては、「議案」一般のチェックや取りまとめは、京都市を除き、財政担当課の仕事になっている⁽⁹⁾。これは、地方分権改革以前の時代から、自治体では伝統的に条例というよりも事業予算を重視する傾向が顕著であり、その結果、議会に提出する議案としても圧倒的に予算案の比重が大きく、畢竟、それを取りまとめる財政部門が議会对策全般の窓口をも担うとの考え方を反映したものであろう⁽¹⁰⁾。

（3）（1）のセクションの人数等

法務専門セクションの人数、事務分掌、デスク配置がわかる資料の提供を併せて求めた。また、「審査室」など専用の審査スペースがある場合に

(9) 京都市では、「法制課」でも「財政課」でもない「総務課」が市会対応の窓口課として、議案一般の取りまとめを行っている。

(10) 前述のとおり、「専門の法務セクションなし」に位置づけられた城陽市においても、議案一般の取りまとめは条例案審査担当セクションではなく財政課であるが、これも同様の経緯・理由によるものであると考えられる。

はそちらの配置図の提供も求めた。

人数については、後掲【表3】のとおりである（係長等の監督者を含む）。多いところで京都市の9人から少ないところで長岡京市及び八幡市の2人まで幅のある人数である。京都市は、係ではなく課単位で法務組織が編成されていることから比較的大所帯となっている。

デスク配置については、9府市すべてが、いわゆる「シマ」を形成する、一般的なデスク配置を採用していた。（結局、本調査の対象自治体すべて（16府市）がこのような配置を採用していたことになる。）

なお、「審査室」など専用の審査スペースを有する自治体は皆無であった。⁽¹¹⁾

（4）「政策法務」の推進を分掌する組織の有無

法務専門セクション設置自治体に対し、政策を法務面から立案・実現する「政策法務」の推進を分掌する組織（セクション）の有無を問うたものである。

これに対して、該当組織有りと答えたのは、府、京都市及び長岡京市の3自治体のみであった（詳細は後掲【表3】参照）。⁽¹²⁾

（5）（4）の組織は、（1）と同一か。それとも別組織か。

政策法務の推進組織（セクション）が、（1）の法務専門セクションと同一なのか別組織なのかを問うたものである。これが別組織として編成されていれば、法務専門セクションと政策法務のセクションの役割分担が組織編成上確立していることを意味する。⁽¹³⁾

(11) なお、福知山市については、重要な条例案等は「委員会室」（本来各種行政委員会が使う部屋）で見ているとのことであった。

(12) なお、この設問は、「専門の法務セクションなし」とした各市に対しても「念のため」ということで、調査票外で投げかけてみたが、該当自治体はやはりなかった。

(13) 千葉県庁は、政策法務課の中に、法規審査班、訟務班と政策法務班が並立しており、このような役割分担が、同一課内で確立している。

調査結果であるが、前述（４）の３自治体は、いずれも（１）と同一である旨答えている（詳細は【表３】参照）。

【表３】法務専門セクション設置自治体の状況

自治体名	(a)専門の法務セクション	(b) 左の 人数	(c)(a)は「議 案」一般の取 りまとめも 行っているか 否か	(d)政策法務の推 進を分掌する組織 の有無／有りの場 合(a)と同一組織 か否か
京都府	総務部政策法務課法制担当	5人	否（財政課が 行う）	有り／同一組織
京都市	行財政局総務部法制課 ^(※1)	9人	否（総務課が 行う）	有り／同一組織
福知山市	総務部総務課文書統計係	4人	否（財政課が 行う）	なし
舞鶴市	総務部総務課行政係	4人	行っている	なし
宇治市	総務部総務課法規係	3人	否（財務課が 行う）	なし
亀岡市	総務部総務課行政係	4人	行っている	なし
長岡京市	総務部総務課法令遵守・ 法務担当 ^(※2)	2人	行っている	有り／同一組織
八幡市	政策推進部財政課法務係	2人	行っている	なし
南丹市	総務部総務課行政係	5人	行っている	なし

(※1) 組織としての係はない。ただし、「法規係長」、「訟務係長」というポストはある。
(※2) 庁内各課には「係」と「担当」が混在。「担当」とは、スタッフ職的な意味合い。

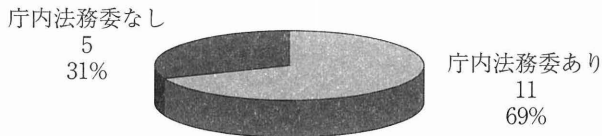
4 条例案等の審査を行う庁内法務委員会の有無（調査対象の全自治体への設問）

多くの自治体では、首長提案の条例案を法制面から審査するため、庁内法務委員会（具体的な名称は自治体によって異なる。）を設置していることが多い。これは法務セクション（課や係などの常設の法務組織）が審査した条例案のうち、特に重要な条例案について、慎重を期して再度審査するための庁内会議である。その構成メンバーは、自治体によって様々である。特定のポストに就いている課長や部長などの管理職クラスからの充て

職で構成される場合もあれば、法令に明るい職員を属人的に組織内からかき集めている場合もある。前者のケースの場合、条文を一つ一つ見ていく実務的な審査とは違い、条例案にいわば「お墨付き」を与えるという色彩が濃くなる。そこで、その下に実務者レベルから成る「幹事会」といったものを別途設置し、そこに実務的な審査を担わせるという二段構えの構成を採用する自治体もある。

この設問は、この庁内法務委員会の設置の有無を尋ねたものである。なお、設置有りとした自治体には、その名称や委員構成などの資料の提供を求め、必要な情報の収集を行った。

(図2) 庁内法務委員会の有無



結果としては、図2に示したとおり、7割近くの11自治体が庁内法務委員会を設置しており、設置なしとしたのは5自治体(約3割)に止まった。設置している自治体は、府と福知山市など10市(以下「庁内法務委員会設置自治体」という。【表4】参照。)である。

【表4】 庁内法務委員会設置自治体の状況

自治体名	庁内法務委員会	「幹事会」など左記委員会下部の会議	備考
京都府	法令審査委員会	法令審査委員会幹事会	
福知山市	法令審議会	—	自治法上の附属機関ではない。他と同様、規程により設置された庁内会議
舞鶴市	法令審査会	—	
綾部市	例規審査委員会	例規審査委員会幹事会	
宮津市	例規審査委員会	—	
城陽市	法令審査委員会	—	

向日市	例規審査委員会	—	ただし、長らく開催なし。委員の任命もなし。
長岡京市	法令審査委員会	—	
京田辺市	条例規則等制定審議会	—	自治法上の附属機関ではない。他と同様、規程により設置された庁内会議
京丹後市	例規審査委員会	—	
南丹市	法令審査委員会	—	

庁内法務委員会設置自治体のうち、向日市については、「例規審査委員会」が1971年に設置され、初期には開かれたものの、その後長らく開催はなく、委員の任命もなされていないとのことであった。すなわち、同市の庁内法務委員会は休眠中であり、実質的には庁内法務委員会設置自治体の内実を有さないとみることができる。

また、庁内法務委員会の下部に幹事会を置く二段階構造を採用しているのは、府と綾部市である。このうち、府の場合、親会議である「法令審査委員会」は副知事が委員長、他の副知事と総務部長が副委員長であり、各主管課長、知事室長、財政課長、自治振興課長が委員であり、それに事務局として政策法務課長が加わる構成となっている。実際の活動状況としては、年4回の定例議会に対してパブリック・コメント実施案の段階と条文の段階での各1回（計2回）審査があるので、開催回数はおおむね年8回である。その下に、「法令審査委員会幹事会」が置かれている。この幹事会の座長は政策法務課長又は参事であり、これにメンバー（幹事）として各部主管課の企画担当から選ばれた実務担当者レベルを中心とした職員が加わって構成されている⁽¹⁴⁾。この幹事会の開催回数はおおむね年40回くらいとのこと、相当活発に開催されている。

同じく二段階構造を採用している綾部市の場合、親会議である「例規審

(14) 2010年度の京都府法令審査委員会幹事会は総勢26名の構成である。

査委員会」は、副市長を委員長、総務部長を副委員長として、これに各部からそれぞれ課長1名が委員として入る構成である。そしてその下に主として担当長⁽¹⁵⁾、補佐レベルからなる「例規審査委員会幹事会」が置かれている。親会議である委員会は条例案のみ審査し、幹事会は条例案だけでなく規則、訓令、要綱の案も審査する。したがって条例事案のみ、幹事会と委員会の二段階審査となっている。

庁内法務委員会を置いていない5市は、京都市、宇治市、亀岡市、八幡市及び木津川市である。この中でも、京都市、宇治市という人口規模で府内1、2位の市がこの範疇に入っていることが注目されることである。これら5市が、庁内法務委員会を設置していない理由は定かではないが、木津川市を除く4市はいずれも法務専門セクション設置自治体であり、これら4市については常設の同セクションの審査をもって足りると考えている可能性はあろう⁽¹⁶⁾。

筆者自身、その経験から、「逐条で一つ一つみていく法令審査という行為」は、そもそも会議体による審査に馴染むのかという根本的な疑問を以前から持っているところである。しかしその反面、法務専門セクションの職員の間は、審査過程で当該条例案に慣れてしまっていることから、重要な条例案については、全く別の新しい目で最終チェックをかける場があっても良いのではないかと考えている。

いずれにしても、この論点は、常設の法務組織による審査システムのあり方を含めた自治立法の立案・審査システムそのものの検討や常設の法務組織と庁内法務委員会との棲み分け・役割分担などに関わる問題であるので⁽¹⁷⁾、庁内法務委員会の設置の有無について、どちらが妥当かといった結

(15) 綾部市は、「係制」をとらず「担当制」をとっている。「担当長」は他の自治体でいう係長クラスに相当する。

(16) 宇治市では「過去にこのような庁内法務委員会があったとは聞かぬが、今は制度的に存在しない。」とのことであった。

(17) 筆者は、かつて拙論・前掲注(3)で、部局法務担当の設置とそのソフト面での運用の工夫により、条例案を立案する原課側とこれを審査する法制部課(常設法務組織)側との間に力の拮抗した法的議論を現出させるべきとの考えを述べた。

論を軽々に導くことはできないものとする。

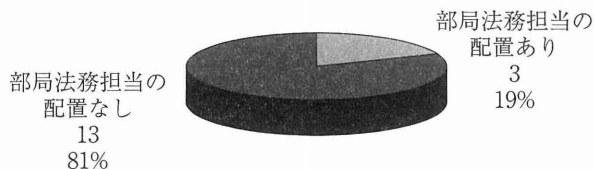
5 部局における法務担当者の配置の有無（調査対象の全自治体への設問）

庁内全体をみる法務セクションとは別に各部局に法務担当者（以下「部局法務担当」という。）を配置しているか否かを問う設問である。分権型社会の自治体にふさわしい自治立法立案・審査システムを構築していくためには、部局法務担当の設置が鍵になる旨、筆者は以前から提言してきたところである⁽¹⁸⁾。

部局法務担当を配置しているとした自治体（以下「部局法務担当配置自治体」という。）には、その部局法務担当の名称を尋ねた。また、部局法務担当配置自治体には、配置した経緯やその実際の役割等を調査する必要があるため、別途、調査票により調査を行った（「部局法務担当についてのインタビュー調査（特別調査）」）。この特別調査項目についての結果等は後述する。

結果としては、図3に示したとおり、8割超の13自治体が部局法務担当を配置しておらず、部局法務担当配置自治体は3団体（2割弱）に止まった。その3団体とは、具体的には、府、福知山市及び京田辺市である。これらの詳細については、別途項を改め、「二 特別調査項目」で述べる。

（図3）部局法務担当配置の有無



筆者は、同稿において、このような法的議論の最終的な裁断機関として、また、原課が自治立法の検討に着手する「立法の契機」を作出するための機関として、庁内法務委員会の位置づけを再構成することを提言したことがある。

(18) 拙論・前掲注(3)。

6 議会事務局における議員提案条例の立案を補佐する法務セクションの有無（調査対象の全自治体への設問）

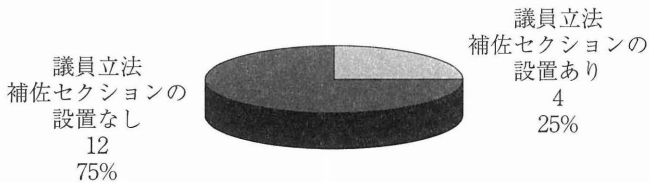
執行部側の法務セクションとは別に、議会事務局に議員提案条例の立案を補佐する法務セクションがあるか否かを問うたものである。

昨今、自治体における議会改革の流れが強まっており、議会基本条例を制定する議会なども相当な数に上っている。また、議員提案の政策条例を検討し、制定していこうとする機運も全国的に高まりつつある。

このような議会の取組を、現実には支えていくためには、議会事務局の体制を強化していくことが必要であるのはいうまでもない。この設問は、このような観点から、議会事務局における議員提案条例の立案を補佐する法務セクション（以下「議員立法補佐セクション」という。）の設置の有無を尋ねたものである。

結果としては、図4に示したとおり、75%の12自治体が議員立法補佐セクションを設置しておらず、これを設置している自治体は4団体（25%）に止まった。その4団体とは、具体的には、府、京都市、舞鶴市及び亀岡市である。

（図4）議員立法補佐セクションの有無



7 議員立法補佐セクションの名称、人数等（議員立法補佐セクション設置自治体）

6で議員立法補佐セクションの設置ありと回答した自治体に対し、そのセクション名、人数、デスク配置等がわかる資料の提供を求めた。

セクションの名称、人数については、【表5】のとおりである（係長等

京都府及び同府内各市の法務組織について—2010年度から2011年度にわたるヒアリング調査の結果から—（小林明夫）の監督者を含む。）。デスク配置については、4府市すべてが、いわゆる「シマ」を形成する、一般的なデスク配置を採用していた。

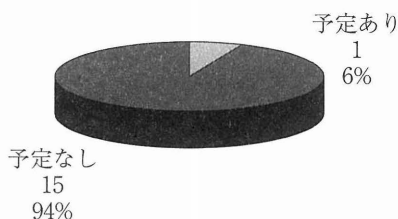
【表5】 議員立法補佐セクション設置自治体の状況

自治体名	議会事務局内の議員立法補佐セクションの名称	左の人数	備 考
京都府	調査課政策法務室政策法務係	4人	
京都市	政務調査課	4人	組織としての係はないが、係長職は存在する。法制担当のラインは課長以下4人とのこと。
舞鶴市	総務課調査係	1人	係長1人のみ
亀岡市	議事調査係	3人	

8 法制や政策法務に係る組織の充実・強化を検討する予定の有無（調査対象の全自治体への設問）

今後、法制や政策法務に係る組織の充実・強化を検討する予定があるか否かを問うた設問である。それぞれの自治体の現状を踏まえつつも、将来にわたって政策法務を推進していく意欲のある自治体がどのくらいあるかという視点から尋ねたものである。

（図5）法制・政策法務組織の充実・強化を検討する予定の有無



結果としては、予定ありと回答したのは1市（木津川市）のみであり、他の15府市はそのような検討の予定はない旨回答している。

もちろん、これは、現在の各自治体の法務組織の充実度及びそれに対する主観的認識を前提に、現状よりも充実・強化していくことを検討する意

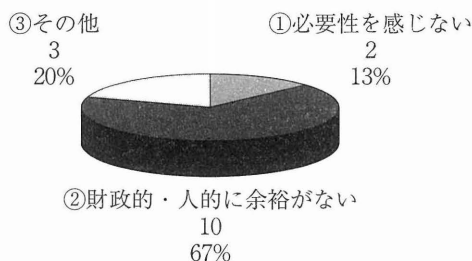
思があるか否かを問うた結果に過ぎない。したがって、予定なしとした自治体の中には、主観的にも客観的にも、既に法務組織が相当に整っている団体も存在する。しかしながら、仮にそのような自治体であったとしても、法務組織のあり方の見直しや質的バージョンアップ等を行っていく必要はあるはずである。

(1) 法制・政策法務組織の充実・強化を検討する予定がないとした理由

該当の15府市に法制・政策法務組織の充実・強化を検討する予定がないとした理由を尋ねた。回答は、「①必要性を感じない」、「②財政的・人的に余裕がない」、「③その他」からの選択とし、③を選んだ場合には具体的な理由の記載を求めた。

結果としては、図6に示したとおり、「②財政的・人的に余裕がない」が圧倒的に多く、約67%の10自治体がこれを理由に挙げている。他方、「①必要性を感じない」は、2自治体（13%）に止まった。このことから、多くの自治体が、法制・政策法務組織の充実・強化の必要性は一応認識しておりながらも、近年の厳しい財政事情や人員削減の影響を受け、十分な組織体制の構築をあきらめているといった環境にあることが考えられる。

(図6) 法務組織の充実・強化を検討する予定がないとした理由



また、「③その他」を選んだ自治体が3団体あった。具体的には、京都市、宇治市及び京丹後市の3市である。

その具体的な理由をみると、京都市の場合、原課と法制課との間では法規

審査などに際してきちんとした議論がおおむね成り立っているというのが、現状認識とのことである。それはなぜかといえば、政策条例の立案事案を抱える原課には「それなりの人物」が配置されるとのことであり、組織体制の構築というよりは、人事上の配慮によって、政策条例の検討などの行政課題に対処していこうとする姿が見えてくる。

また、宇治市は、「財政的・人的余裕以前の問題」と答えている。すなわち、「仕事をしていく上での例規や法務の重要性が庁内一般に浸透しておらず、そのような中で政策法務組織の強化を打ち出すと担当課（法制担当課）のみに負荷がかかるという懸念がある。」との趣旨である。宇治市と同様に京丹後市も、「政策法務に対する組織としての認識が乏しく、担当者レベルのみ意識しているのが現状である。このことから財政的・人的余裕以前の問題。」と述べる。行政課題に最も近く、本来はそれを最も認識しやすい立場にある「原課」こそが政策法務の主たる担い手であるという認識は、今後の自治体法務改革を考える上で重要な視点である。このような考え方が組織として共有できていない自治体が現在でも少なからず存在することが、宇治市や京丹後市の回答からも推認されるのではないだろうか。

（２）法制・政策法務組織の充実・強化を検討する予定ありの場合のおおよその内容・目途

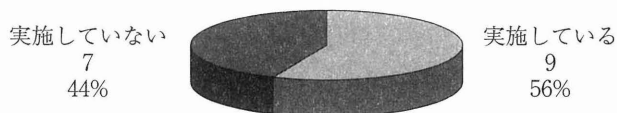
法制や政策法務に係る組織の充実・強化を検討する予定があると回答した自治体に対し、そのおおよその内容・目途を問うたものである。該当する自治体は、木津川市１市のみである。同市は「条例等審査会（庁内法務委員会）の設置についての検討」をその内容として挙げている。その時期は、近い将来ということでは具体的な時期は未定とのことであった。同市は、2007（平成19）年、当時の相楽郡山城町、木津町、加茂町という三町の合併によって全く新たに誕生した市である。２の（３）で述べたとおり、同市の行政係全体の人数は10人という大所帯であり、他の自治体の総務部門

に比較しても突出して多種多様かつ広範な事務を担っている反面、その中で法務事務担当者は主事1名のみであるということであり、同市の法務体制そのものは極めて脆弱な状況にあるということがいえよう。この点を、担当セクションとしても認識した上で、条例等審査会の設置検討という課題設定がなされているものと考えられる。

9 法務系の職員研修実施の有無

法務組織を充実しても、結局、組織を構成するのは「人」であり、同時に人を育てなければ、自治体の政策法務力は高まらない。この観点から、すべての自治体に対して、法務系の職員研修を実施しているか否かを問うたのがこの設問である。

(図7) 法務系研修(独自研修)の実施の有無



結局、「実施していない」と答えたのは、八幡市1市のみで、他の自治体は皆「実施している」と答えている。ただ、その内容をみると、(財)京都府市町村振興協会などが行う共同研修への参加のみという自治体もあり、独自の研修を実施している自治体となるとさらに数が限られる。独自に法務系研修を実施しているとした自治体(以下「独自研修実施自治体」という。)は、府、京都市、舞鶴市、宇治市、亀岡市、城陽市、長岡京市、京田辺市及び南丹市の9府市である。

10 行っている法務系の職員研修の内容等

法務系の職員研修を実施していると答えた15自治体に対し、その内容を問うたものである。

このうち、府と京都市を除く13自治体で必ず言及があったのは、(財)

京都府及び同府内各市の法務組織について—2010年度から2011年度にわたるヒアリング調査の結果から—（小林明夫）

京都市町村振興協会が実施している共同研修（「条例・規則の読み方、つくり方」（法制執務基礎）や「法制執務の応用」など）への参加である。さらにこの中で、独自研修実施自治体に該当しない自治体は6市に上っている。中小規模の自治体における法務研修においては、このような共同研修への参加が重要な役割を果たしていることがうかがえる。

独自研修実施自治体9府市の中では、府や京都市のように、外部講師を招き、「憲法」、「民法」、「行政法」など基本的な法知識を養う研修、「法制執務」など主に立法技術面での研修、基礎的な政策法務研修など多彩な研修が展開されている自治体もあれば、舞鶴市、亀岡市、城陽市、長岡京市、南丹市のように、法務担当セクションの職員が内部講師となり法制執務の基礎的な研修を行っているという自治体もある（詳細は集計表参照）。

なお、「模擬政策条例立案」など実現したい政策を条例に変換するための高度な政策法務能力を培う研修を実施していると答えた自治体は、府のみであった。

11 その他特記事項

（1）宇治市

以前法規係に担当者で在籍していた職員が、2008年に法規係長で戻ってきた際に感じたことは、原課の姿勢が少し変わってきたということである。すなわち、少しずつではあるが、法規係に対して「あなた任せ」ではなくなってきている。また、条例案について、議会前に理事者に説明をするのは以前は法規係であったが、2008年度からは原課が行うようになっているとのことであった。

（2）亀岡市

条例案は行政係がみているが、これは原則として稟議の決裁段階での審査であり、事前の予備審査は特に重要な条例以外は行わないとのことであった。同市は法務専門セクション設置自治体に分類されているものの、

筆者としては、法令審査という機能が一般議案の取りまとめ作用から十分に分化しきれていないのではないかという疑問を持った。

また、2010年10月に制定された議会基本条例18条には、「議会事務局の調査・法務機能の充実強化を図るよう努める」と規定されている。

(3) 長岡京市

同市は、2008年2月から条例改正に「新旧対照表方式」を導入している。そのきっかけとなったのは職員提案であったとのことである。

二 特別調査項目

部局法務担当配置自治体である、府、福知山市及び京田辺市に対しては、部局法務担当を配置した経緯やその実際の役割等を調査するため、基本調査項目の調査と並行して、「部局法務担当についてのインタビュー調査（特別調査）」を実施した。

それぞれの項目ごとの調査結果は以下のとおりである。

1 各部局に部局法務担当を置いた経緯

府の部局法務担当（法令審査委員会幹事。以下「幹事」という。）は、1952（昭和27）年に法令審査委員会を設置したときに、その幹事として設置された。設置当初から条例案の一次審査を行っていたかどうかは不明である。しかし、政策法務課長の記憶によれば、遅くとも昭和50年代には所属する部の条例案などをみていたとのことである。

福知山市の部局法務担当（法制執務担当者。以下「部局担当者」という。）は、各部の法制執務能力の向上及び執務の補助のために、2008（平成20）年度から設置された。総務部総務課文書統計係には、議会前などに条例案が一時に集中してしまうが、その時に、あまり完成度の高くない条例案を修正する必要がある、そのことに困難を覚えたことが設置のきっかけであるということである。

京田辺市の部司法務担当（条例規則等制定審議会委員。以下「委員」という。）は、1975（昭和50）年頃公文書の表記の平易化改革の動きがあり⁽¹⁹⁾、それがきっかけで条例規則等制定審議会が置かれ、その際に委員が選任されたという経緯である。ただし、当初から各委員が各部局をみるという位置づけになっていたかどうかは不明であるとのことである。

2 部司法務担当の立場・役割等

（1）部司法務担当の役割

府の幹事は、府条例及び府規則の制定並びに改廃に関すること並びに法令の解釈及び適用に関することを所管する法令審査委員会の会務を整理するために置かれているが、幹事会における審査のほか、各部局段階での法令の審査⁽²⁰⁾、弁護士相談・訴訟等の整理等を行っている。

福知山市の部局担当者は、各部の条例改正案件の取りまとめ、整理及び総務課への報告並びに担当課との調整が主な任務となっており、基本的に条例案の内容には関与していないとのことである（いわゆる「ロジ」の部分のみ担当）。この点、設置のきっかけとの間には、齟齬があるようである。

京田辺市の委員は、部局内の条例立案の援助等が主な役割であるとのことである。

（2）部司法務担当の総人数

府の幹事は⁽²¹⁾26人、福知山市の部局担当者は⁽²²⁾17人、京田辺市の委員は⁽²³⁾13人である。

(19) 京田辺市では、例えば、公文書の宛名の敬称について「殿」を「様」に変えるなどの改革がこの時期なされたということである。

(20) 各部の条例案の第一次審査を行う。また、訓令、要綱は部内決裁完結なので幹事が最終的に責任をもってみている。

(21) 府の幹事は名簿によると総勢26人であるが、そのうち6人は政策法務課の職員であるため、厳密にはこれを差し引いた残りの20人が部司法務担当に該当する。

(22) もっとも総務部総務課（法制担当課）の職員を除けば16人である。

(23) もっとも会長（総務部長）、副会長（総務部総務室担当課長）を除けば委員は

(3) 各部局に1人ずつの配置か。また、各部局の「筆頭課」への配置か。

府の幹事は、各部局筆頭課（総務調整課を除く。）に2人のほか、政策法務課6人、財政課2人、自治振興課1人、会計課1人となっている。ただし、建設交通部は、筆頭課1人、指導検査課1人である。

福知山市の部局担当者は、各部局に1人ずつである。各部局の筆頭課の庶務担当係長（又は補佐）が、充て職で選出されている。

京田辺市の委員は、各部局に1人ずつであるが⁽²⁴⁾、必ずしも筆頭課への配置ではないとのことである。

(4) 兼務・併任関係

府の幹事は、各部局により異なるが、各部局筆頭課の企画担当の業務と兼務している例が多いとのことであった。なお、政策法務課との併任辞令は出していない。

福知山市の部局担当者は、人事上の併任等の辞令は出ないとのことである。また、専任担当ではなく、各部の庶務担当係長の業務と併せて分担している。

京田辺市の委員は、各職場での担当業務と兼務しているが、やはり、人事上の併任等の辞令は出していない。

(5) 部司法務担当の職位

府の幹事は、副課長⁽²⁵⁾3名、主査2名、副主査7名、主任4名及び主事4名、また、京田辺市の委員は、副部長1名、課長補佐1名、係長4名、主査2名、主任1名及び主事2名という構成となっている。この両自治体の部司法務担当は、ともに職位構成の面で相当な幅があるという点が共通

11人である。

(24) 京田辺市の委員は、2006年度頃各部1人になったが、それ以前には各部2～3人配置されていたとのことである。

(25) 京都府は係制ではなく担当制を採用している。副課長はその「担当」を統括する。係制でいう係長に相当するポストである。

している。これは、選出が属人的に行われていることの証左であろう。

これに対して、福知山市の部局担当者は、係長又は課長補佐クラスに統一されている。これは充て職という選出方法から出てくる必然的結果である。

（6）法制担当課の担当者と部司法務担当を比較して入庁年次はどちらが古いかな。

これは、おおむねの傾向を問うたものである。

一般に、行政組織においては総務部局などいわゆる「官房系」のセクションの発言力が原部局よりも強くなる傾向がみられる。その傾向は、総務部局に置かれることが多い法制担当課と原部局に置かれる部司法務担当との間にも反映しやすい。このことは、法制担当課と部司法務担当との間において対等な討論を行う上での阻害要因となることが考えられる。

筆者は、これを克服する方途として、部司法務担当に充てる職員を法制担当課よりも先輩格の職員とすることを構想してきた。

この設問は、このような問題意識に基づくものである。

福知山市は、法制担当課の担当者（主任級）よりも相対的に部司法務担当が入庁年次は古いとのことである。京田辺市も、法制担当課の担当者よりも部司法務担当が古い傾向にある。

これに対して、府は、政策法務課職員の方が入庁年次が古いと答えている。

（7）部司法務担当は、会議などを構成するか。また、庁内法務委員会との関係はどうか。

府の幹事は、その名のとおり法令審査委員会の幹事会を構成している。同様に、京田辺市の委員も、条例規則等制定審議会を構成している。

これに対して福知山市の部局担当者は、部局の法制執務担当者の設置規程などの根拠規定を特段定めていないので、会議等を構成していないとの

ことであった。同市の部局担当者と庁内法務委員会（市法令審議会）とは相互に独立した存在となっている。

3 部司法務担当となる者を選び出す基準・方法

(1) どのような人材を部司法務担当として選ぶかの基準や人物像など

府の幹事は、幅広い観点から条例、規則、要綱等の立案を検討し、法的な問題点を踏まえ、政策的な見地から意見を述べることができる者であることとしている。

京田辺市の委員は、概ね係長級以上の職員であって、条例・規則等の制定改廃業務を担当している職員を各部局に要望しているとのことである。なお、併せて女性も積極登用することとしており、各部局にはその旨要望しているとのことであった。⁽²⁶⁾

以上の両自治体が部司法務担当の選出基準や人物像を有しているのに対して、福知山市は、各部局の筆頭課の庶務担当係長（又は課長補佐）が、充て職で部局担当者に選出されているため、属人的要素を重視した選出基準等を有していない。

(2) 部司法務担当の選出方法

府、福知山市及び京田辺市のいずれもが、各部局からの推薦によっている。

ただし、同じ「各部局からの推薦」であっても、府と京田辺市は属人的要素を重視した選出方法になっているのに対し、福知山市はいわゆる「充て職」による推薦であり、属人的要素は考慮されていない。

4 部司法務担当に対する研修教育

府は、毎年1～2回、地方分権型政策法務について法令審査委員会幹事

(26) ただし、実績をみると、2011年度では女性は11名中1名に止まっている。

研修を行っている。これに対して、福知山市及び京田辺市は、特段、部局法務担当向けの研修は行っていない。

5 部局法務担当の実際の動きについて

(1) 条例立案・検討の際

① 部局内原課に対してのスタンス

府の幹事は、部局内で相談を受け、原案の審査を行う。

京田辺市の委員は、条例等の制定改廃に関する稟議書については、必ず合議先となっているものの、起案前の部局法務担当審査は実態として行われていないとのことであった。

福知山市の部局担当者は、前述のとおり、基本的にロジの部分のみ担当しているので内容について相談を受けたり、原案審査等は一切行わない。ただし、消防・ガス・病院の3部局の部局担当者は原課による原案立案の際、アドバイザー的なスタンスをとっているとのことである。

② 法制担当セクションの審査の際のスタンス（法制担当課の法規審査に同席するか。）

府の幹事は、法制担当課の法規審査に同席する。また、法令審査委員会幹事会においては、原課をサポートする立場で臨む。

福知山市の部局担当者は、法制担当課の法規審査に同席していない。ただし、消防・ガス・病院の3部局の部局担当者は法規審査に同席する。

京田辺市の委員も法制担当課の法規審査に同席していない。

(2) その他の法務的な相談等の際

府の幹事は、弁護士相談・訴訟等の法律案件の部内での整理に当たっているとのことであったが、法務的な相談等の席に同席するか否かは不明である。

福知山市の部局担当者、京田辺市の委員の両者とも、法務的な相談の場には同席していないとのことであった。

6 部司法務担当制の今後の課題

府では、庁内各部局における法務能力の向上と政策法務意識の向上のための取組の強化が今後の課題とのことであった。このためには、部司法務担当としての幹事の資質を向上させていくことが必要であるとの認識であった。

福知山市では、各部局内の法制執務に対し、一定の成果物を出すことができるようにすることが今後の課題とのことであった。本来ならば、条例、規則などの第一次審査を部局担当者にしてもらいたいし、要綱は部局内で審査終了という形にしたいという希望を法制担当課はもっているのであるが、実際はそこまでできておらず、現状では、部局担当者は条例・規則の改廃予定の集約作業などを行うにとどまっている。この点の改善が必要であるとの認識であった。

京田辺市では、委員については、それぞれ所属している課の業務と兼務のため、実質的にはあまり機能しておらず、総務室(法制担当課)でのチェックのみになってしまっており、この点をどう改善するかが課題とのことであった。

7 その他

(1) 部司法務担当が部局内の立法化の端緒をうまくつかんで、条例化に結びついたようなケースの有無

府、福知山市及び京田辺市のいずれにおいても、そのようなケースはないとのことであった。⁽²⁷⁾

(27) 調査日現在、府においては林地開発規制の条例を検討中であり、これは森林保全課からのボトムアップであるとのことであったが、部司法務担当からのボトムアップではないとのことである。

（2）大規模な条例の立案などでの特別な立案体制編成の有無

この設問は、大規模な条例の立案などの際、国の省庁における「タコ部屋」方式のように部屋を特別に確保して立案スタッフをそこに集めるなど、特別な立案体制を組むのか否かを問うたものである。

府、福知山市及び京田辺市のいずれにおいても、そのような体制を組んだことはないとのことであつた。⁽²⁸⁾

IV おわりに

本調査は、京都府と同府内全市の計16自治体のみを対象として行ったもので、調査対象は限定されている。また、具体的な調査は、各自治体の条例案審査等を担う法制担当サイドからのヒアリングによって行ったものであり、条例案を立案する原課サイドからのヒアリング等は一切行っていない。その意味で、本調査は「一方聞き」的な性格を有するものであるとの見方は否めない。本調査の結果については、自ずからこのような限界があることを念頭に置いて、受け止める必要がある。

しかしながら、本調査においては、自治体内の法務組織に関して、様々な現場の実態を詳しく見聞することができた。総じて結果から言えば、専門の法務セクションの設置・運営、部局法務担当の配置・運用といった点において理想的ともいえる体制を敷いているのは府であつた。そこでは、上記の点がハード・ソフトを通じた「システム」として、作動する仕組みが構築されているといっても差し支えあるまい。これに対して、同じく大規模自治体である京都市（指定都市）は、特に部局法務担当などを置かず、法規の立案・審査のシステムというよりも人事異動による対応で、原課と

(28) 府では、2000（平成12）年の地方分権一括法の施行に向けた条例制定等の際に、約半年間、作業部屋を別に設け、法制担当課内の他係の応援を求めて、審査体制を構築した例はあるとのことである。しかし、これは、立案原課サイドの「タコ部屋」ではない。

法制担当課との討論の質を担保し行政課題に対応しているという姿が浮かび上がってきた。いわば、「システム」による対応の府と「ヒト」による対応の京都市。ともに京都府のエリアにおける大規模自治体であり、政策法務の先進自治体でもある、この両自治体のスタイルの違いをどう考えるべきか。残念ながら筆者はその判断材料を持ち合わせてはいないが、このような対照的な違いが出たことは、興味深いことである。

他方、中小規模の自治体（府と京都市以外の14自治体）の調査結果は、おおむね“想定範囲内”であった。これらの自治体においては、法務専門セクション設置自治体であるか否かを問わず、組織編成上、条例案の審査という機能が議案一般のチェック機能から未だ完全には分離・独立していない状態にあるものと考えられる自治体が大多数を占めた。条例案の審査過程は法規生成システムの要を成す重要な討論の場であることを考えると、このような現状には、一定の改革が必要である可能性が高いものと思料する。なお、これら中小規模の自治体の中にも、部司法務担当を設置している自治体（2市）があったことは、正直なところ意外であった。これら中小規模の自治体の部司法務担当が有効に機能するようにするためには、特にその運用面で見直すべき点が多々あるものと考えられるが、筆者がおおむね中核市以上の規模を想定していた「部司法務担当と総務部局の法制担当との複層的な審査体制の構築」という対応が、一般市においても必ずしも不可能とはいえない場合があることが示唆されたものと考えられようか。⁽²⁹⁾

最後に、仮に本調査結果に調査当時の状況⁽³⁰⁾としてみた上でも誤謬等ある場合を含め、本調査結果の文責は筆者にあることをお断りするとともに、調査にご協力いただいた自治体に感謝の意を表して、結語に代えたいと思う。

(29) ちなみに、一般市である兵庫県伊丹市（人口約19万8千人）は、「法務リーダー」という部司法務担当を2008年から設置し、運用している。

(30) 調査期間は2010年11月から2012年3月にわたるが、個々の自治体ごとのヒアリング年月日は集計表記載のとおりである。

附属資料：調査票及び調査集計表

京都府内自治体の法務組織に関するインタビュー調査項目

（主な調査項目）

- 1 貴自治体には、「法規係」、「法制係」などという形で、専門の法務セクションがありますか？（ここでいう「専門の法務セクション」とは、主たる業務として条例案の審査や訟務対応のアドバイスなどの法務事務を行うセクションを指します。）

ある ない

- 2 1で「ない」と答えた自治体におたずねします。

（1）議会に提出する条例案の審査はどのセクションが行っていますか？
（具体的なセクションの名前を）

（2）（1）のセクションは、予算等も含めた「議案」一般のチェックや取りまとめをするセクションとは同一ですか？それとも別ですか？

同一である 別個である

（3）（1）のセクションの人数、事務分掌、デスク配置がわかる資料を一部ご恵与いただければ幸いです。

- 3 1で「ある」と答えた自治体におたずねします。

（1）具体的なセクションの名前をご教示ください。

(2) (1) のセクションは条例に限らず「議案」一般のチェックや取りまとめも行っていますか。

行っている 行っていない

(3) (1) のセクションの人数、事務分掌、デスク配置がわかる資料を一部ご恵与いただければ幸いです。(「審査室」など専用の審査スペースがある場合にはそちらの配置図もご恵与いただきたく存じます。)

(4) 貴自治体には、政策を法務面から立案・実現する「政策法務」の推進を分掌する組織がありますか？

ある ない

(5) (4) で「ある」と答えた自治体におたずねします。
そのセクションは、(1) と同一ですか？それとも別の組織ですか？

同一 別組織

(6) (5) で「別組織」と答えた自治体にお願いします。そのセクションの人数、事務分掌、デスク配置がわかる資料を一部ご恵与いただければ幸いです。

4 すべての自治体におたずねします。条例案等の審査を行う庁内法務委員会（自治体によって名称は異なります。）はありますか？

ある ない

京都府及び同府内各市の法務組織について—2010年度から2011年度にわたるヒアリング調査の結果から—（小林明夫）

5 すべての自治体におたずねします。庁内全体をみる法務セクションとは別に各部局に法務担当者（以下「部局法務担当」という。）を配置していますか？

配置している 配置していない

（「配置している」と答えた自治体は別紙特別調査にお答えいただければ幸いです。）

6 すべての自治体におたずねします。執行部側の法務セクションとは別に、議会事務局に議員提案条例の立案を補佐する法務セクションがありますか？

ある ない

7 6で「ある」と答えた自治体をお願いします。

そのセクション名、人数、事務分掌、デスク配置がわかる資料を一部ご恵与いただければ幸いです。

8 すべての自治体におたずねします。今後、法制や政策法務に係る組織の充実・強化を検討する予定はございますか？

（1）予定はない。

→その理由をご教示ください。（以下に○）

①必要性を感じない ②財政的・人的に余裕がない。

③その他（具体的理由： ）

(2) 予定がある。

→そのおおよその内容・目途をご教示ください。

9 すべての自治体におたずねします。現在、貴自治体では法務系の職員研修を実施していますか？

実施している

実施していない

10 9で「実施している」と答えた自治体におたずねします。行っている法務系の職員研修とはどのようなものでしょうか？（複数回答可）

- ① 「憲法」、「民法」、「行政法」など基本的な法知識を養う研修
- ② 「法制執務」など主に立法技術面での研修
- ③ 「政策法務の基礎」など職員一般向けの政策法務研修
- ④ 「模擬政策条例立案」など実現したい政策を条例に変換するための高度な政策法務能力を培う研修
- ⑤ 「行政訟務」など訴訟・行政不服申立て対応のための研修
- ⑥ その他（具体的に： _____）

お忙しいところどうもありがとうございました。

部局法務担当についてのインタビュー調査（特別調査）

（主な調査項目）

- 1 各部局に部局法務担当を置いた経緯
- 2 部局法務担当の立場・役割等
 - ・部局法務担当の役割
 - ・部局法務担当の総人数は、何人でしょうか（年度ごとに変動がある場合には過去3年間の人数の変動をお教えいただければ幸いです。）。
 - ・各部局に一人ずつの配置という理解でよろしいでしょうか。また、各部局の「筆頭課」への配置でしょうか。
 - ・兼務、併任関係はどうなっていますか。（専任担当ですか。専任でないとした場合、他にどんな業務を持っていますか？法制担当課とは併任でしょうか。）
 - ・部局法務担当には、どのくらいのクラス（職位）の方が就任されていますか。（例えば「主査何人、主任何人」というようなイメージでご教示いただければ幸いです。）
 - ・法制課の担当者と比較して入庁年次はどちらが古いでしょうか。（事実上のおおまかな傾向でも結構です。）
 - ・部局法務担当は、会議などを構成していますか。また、庁内法務委員会との関係はどうなっていますか。
- 3 部局法務担当となる者を選び出す基準・方法
 - （1）どのような人材を部局法務担当として選んでいますか。（どのような職員を選ぶかの基準や人物像などがあれば）
 - （2）どのような方法で部局法務担当を選んでいきますか。（例えば、各部局からの推薦、法制課からの指名等々）

4 部局法務担当に対する研修教育はどのように行っていますか。(例えば、特別な研修プログラムなどが用意されているかどうか等)

5 部局法務担当の実際の動きについて

(1) 条例立案・検討の際

ア 部局内原課に対してのスタンス(相談を受けたり、部局内原課の原案を審査する等の際)

イ 法制担当セクションの審査の際のスタンス(法制担当課の法規審査に同席しますか。するとした場合にはどんなスタンスで臨むのでしょうか。)

(2) その他の法務的な相談等の際

6 部局法務担当制の今後の課題などがあれば

7 その他

- ・部局法務担当が部局内の立法化の端緒をうまくつかんで、条例化に結びついたようなケースがありましたら、具体的に教えていただければ幸いです。
- ・(差し支えない範囲で結構ですが)現在の部局法務担当のリスト(人数、職位、所属部局課のわかるもの)を一部ご恵与いただければ幸いです。
- ・大規模な条例の立案などで特別な立案体制を組むことはありますでしょうか。(例えば作業部屋を特別に確保して立案スタッフをそこに集めるとか)

お忙しいところどうもありがとうございました。

京都府内自治体の法務組織に関する調査 集計表

調査日	1 専門の法務セクション(主たる業務として条例案の審査や訟務対応のアドバイスなどの法務事務を行うセクション)の設置の有無	2 専門の法務セクションがないと答えた自治体			3 専門の法務セクションがある」と答えた自治体						4 庁内法務委員会の設置の有無	5 部局法務担当の有無	6 議会事務局における議員提案条例の立案を補佐する法務セクションの有無	7 6で有の場合そのセクション名・人数	8 法制や政策法務の充実・強化を検討する予定の有無	8-(1) 8で予定なしの自治体	8-(2) 8で予定ありの自治体	9 法務系の職員研修の実施の有無	10 9で「実施している」と答えた自治体	備考	
		(1) 条例案審査の担当セクション名	(2) 左「議案」一般のチェックや取りまとめをするセクションと同一か否か	(3) (1)の人数	(1) 専門の法務セクション名	(2) 左「議案」一般のチェックや取りまとめを行っているか	(3) (1)の人数	(3) 審査室の有無	(4) 「政策法務」の推進を分掌する組織の有無	(5) (4)は(1)と同一か別組織か						(6) (5)が別組織の場合の人数	その理由				おおよその内容・目的
京都府	2010.11.9	有	—	—	—	総務部政策法務課法制担当	行っていない(議案一般のとりまとめは財政課)	5人(課長級の参事1名含む。)	なし	有	同一	—	有 法令審査委員会 法令審査委員会幹事会	有 法令審査委員会幹事	有	調査課政策法務室 政策法務係 4人	なし	②財政的・人的に余裕がない	—	実施している	(研修所における取組) ① 「憲法」、「民法」、「行政法」など基本的な法知識を養う研修 ② 「法制執務」など主に立法技術面での研修 ③ 「政策法務の基礎」など職員一般向けの政策法務研修 ④ 「模擬政策条例立案」など実現したい政策を条例に変換するための高度な政策法務能力を培う研修 ⑤ 「行政訟務」など訴訟・行政不服申立て対応のための研修(政策法務課主催の研修) (対象はすべて希望者) ・ 訴訟から学ぶ適正な事務執行(講師は顧問弁護士) ・ 債権管理(講師は顧問弁護士) ・ 個人情報保護(講師は大学教授) ・ 地方分権と政策法務(講師は大学教授)
京都市	2010.12.7	有	—	—	—	行財政局総務部法制課(組織としての係はない。ただし、「法規係長」、「訟務係長」というポストはある。)	行っていない(議案一般のとりまとめは総務課)	9人(課長含む。)	なし	有	同一	—	なし	なし	有	政務調査課(組織としての係はないが係長職が存在)法制担当のラインは課長以下4人	なし	③その他(おおむね、原課と法制課との間では現状できちんとした議論ができていないと法制課では認識。政策条例の立案事業を抱える原課には「それなりの人物」が配置されている。人事上の配慮か?)	—	実施している	① 「憲法」、「民法」、「行政法」など基本的な法知識を養う研修 ② 「法制執務」など主に立法技術面での研修 ③ 「政策法務の基礎」など職員一般向けの政策法務研修 ④ 「行政訟務」など訴訟・行政不服申立て対応のための研修 ※ 以上は人材活性化推進室(職員研修の所管所属)主催と法制課主催のものとの併用している。 ※ ②、③はまとめて研修(半日×2回)
福知山市	2011.11.18	有	—	—	—	総務部総務課文書統計係	行っていない(議案一般のとりまとめは財政課)	4人(係長含む。)	なし ただし、重要な条例案等は「委員会室」で見ている(係長と担当の2名で対応)。	なし ただし、重要な条例は総務課文書統計係が原課と一緒に立案する。	—	—	有 法令審議会(自治法上の附属機関ではなく、規程により設置された庁内組織)	有 法制執務担当者	なし	—	なし	②財政的・人的に余裕がない	—	実施している	② 「法制執務」など主に立法技術面での研修 ※ 「行政訟務」など訴訟・行政不服申立て対応のための研修 ※ なお、市単独実施の研修は行っていない。以上に述べたものは、(財)京都市府市町村振興協会市町村職員等共同研修への参加である。その実績は以下のとおり。 (財)京都市府市町村振興協会市町村職員等共同研修 ○ 2010年度 「条例・規則の読み方、つくり方」(法制執務基礎)22名 「法制執務の応用」7名 行政訟務1名 ○ 2011年度 「条例・規則の読み方、つくり方」(法制執務基礎)18名 「法制執務の応用」3名 行政訟務2名
舞鶴市	2011.10.11	有	—	—	—	総務部総務課行政係	行っている	4人(係長含む。)	なし	なし	—	—	有 法令審査会	有	総務課調査係 1人(係長のみ)	なし	①必要性を感じない	—	実施している	② 「法制執務」など主に立法技術面での研修 ※ 市独自の研修として、法制執務の入門を毎年実施。 対象…新任係長研修 講師…行政係 ※ 他に共同実施の研修への参加あり。具体的には以下のとおり。 (財)京都市府市町村振興協会市町村職員等共同研修 ○ 2010年度 「条例・規則の読み方、つくり方」(法制執務基礎)2名 「法制執務の応用」1名(行政係職員) ○ 2011年度 「条例・規則の読み方、つくり方」(法制執務基礎)6名 「法制執務の応用」2名(2名とも行政係職員)	

調査日	1 専門の法務セクション(主たる業務として条例案の審査や監務対応のアドバイスなどの法務事務を行うセクション)の設置の有無	2 専門の法務セクションがない」と答えた自治体		3 専門の法務セクションがある」と答えた自治体						4 庁内法務委員会の設置の有無	5 部局法務担当の配置の有無	6 議会事務局における議員提案条例の立案を補佐する法務セクションの有無	7 6で有の場合そのセクション名・人数	8 法制や政策法務に係る組織の充実・強化を検討する予定の有無	8-(1) 8で予定なしの自治体	8-(2) 8で予定ありの自治体	9 法務系の職員研修の実施の有無	10 9で「実施している」と答えた自治体	備考	
		(1) 条例案審査の担当セクション名	(2) 左は「議案」一般のチェックや取りまとめをするセクションと同一か否か	(3) (1)の人数	(1) 専門の法務セクション名	(2) 左は「議案」一般のチェックや取りまとめを行っているか	(3) (1)の人数	(3) 審査室の有無	(4) 「政策法務」の推進を分掌する組織の有無						(5) (4)は(1)と同一か別組織か	(6) (5)が別組織の場合の人数				その理由
綾部市	2011.10.11	なし	総務部総務課行政担当(法務事務は行政担当の事務量のおよそ2割5分程度と思われる。)	同一	4人(担当長+主任2名・主事1名。係員のうち主任1名が法務事務を担当。なお、綾部市は係ではなく担当制をとる。担当長は他の自治体でいう係長クラス)	—	—	—	—	—	なし(念のため確認した。)	—	—	—	なし	②財政的・人的に余裕がない	—	実施している	②「法制執務」など主に立法技術面での研修 ③「政策法務の基礎」など職員一般向けの政策法務研修 ④「行政訟務」など訴訟・行政不服申立て対応のための研修 ※ ②は(財)京都市市町村振興協会市町村職員等共同研修への参加 ・「法制執務の応用」1名(2009年度 行政担当の職員) ・「条例・規則の読み方、つくり方」(法制執務基礎) 2009、2010年度と各5名程度の参加 ※ ③は数年前に一人参加(NOMAだったと思う。) ※ ⑤も(財)京都市市町村振興協会市町村職員等共同研修への参加 2011年度 1人(行政担当の職員)	
宇治市	2011.2.22	有	—	—	—	総務部総務課法規係	行っていない(議案一般のとりまとめは政策経営部財務課)	3人	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	③その他(「財政的・人的余裕以前の問題」)。仕事をしていく上で例規の重要性や法務の重要性が庁内一般に浸透しておらず、そのような中で政策法務組織の強化を打ち出すと担当課のみという懸念がある。)	—	実施している	①「憲法」、「民法」、「行政法」など基本的な法知識を養う研修 「法制執務」など主に立法技術面での研修 ※ 市独自の研修として、上記①、②を実施。 ①…民法、行政法などを毎年ローテーションで実施(日程は2日間)。 ・講師:大学教授や業者など外部講師 ・対象:希望する職員 ・受講者:2009年度行政法37人、2008年度民法40人 ②…法制執務(日程は2日間) ・講師:業者 ・対象:希望する職員 ・受講者:2009年度34人、2008年度25人 * 2007年度は行政法と法制執務の合併講義で受講者24人 * 上記以外に新採職員の6か月目の研修で法体系や法の基礎的知識の講義をする(法規係が講師) ※ 他に共同実施の研修への参加あり。具体的には以下のとおり(2009年度)。 ○(財)京都市市町村振興協会市町村職員等共同研修 ・「条例・規則の読み方、つくり方」(法制執務基礎) 参加5名 ・「法制執務の応用」 参加2名	以前法規係に担当者で在籍していた職員が、2008年に法規係長でもどってきた際に感じたことは、原課の姿勢が少し変わってきたこと。すなわち、少しずつ法規係に対して「あなた任せている。他の議案と違い、条例案について、議会前に理事者に説明するのは以前は法規係であったが、2008年度からは原課がやるようになってきているとのこと。市議会では議会基本条例を既にして、2011年3月議会に上程されるかどうか、というところ。
宮津市	2011.11.18	なし	企画総務室行政係(法務事務は行政係の事務量のおよそ1/2未満)	同一	4人(係長含む。係長と主査1人の計2人が法務事務を担当)	—	—	—	—	—	なし(念のため確認した。)	—	—	—	なし	②財政的・人的に余裕がない	—	実施している	②「法制執務」など主に立法技術面での研修 ※ なお、市単独実施の研修は行っていない。以上に述べたものは、(財)京都市市町村振興協会市町村職員等共同研修への参加である。その実績は以下のとおり。 (財)京都市市町村振興協会市町村職員等共同研修 ○ 2010年度 「条例・規則の読み方、つくり方」(法制執務基礎) 9名 「法制執務の応用」 5名 ○ 2011年度 「条例・規則の読み方、つくり方」(法制執務基礎) 6名 「法制執務の応用」 2名	
亀岡市	2012.3.21	有	—	—	—	総務部総務課行政係	行っている	4人	なし	なし	なし	なし	なし	有 議事調査係 3人(係長含む。)	なし	②財政的・人的に余裕がない	—	実施している	②「法制執務」など主に立法技術面での研修 (2003年度)くらいから行政係長が講師になって法制執務の基礎的研修を実施。対象は主査クラス(入庁5~6年)の職員(指定)+希望する職員。 (財)京都市市町村振興協会市町村職員等共同研修にも参加。その実績は以下のとおり。 ○ 2010年度 「条例・規則の読み方、つくり方」(法制執務基礎) 4名 「法制執務の応用」 2名 ○ 2011年度 「条例・規則の読み方、つくり方」(法制執務基礎) 3名 「法制執務の応用」 1名	条例案は原則として起案段階で行政係がみている。事前の子備審査は特に重要な条例以外は行わない。2010.10に制定された議会基本条例§18には、「議会事務局の調査・法務機能の充実強化を図るよう努める」と規定されている。

調査日	1 専門の法務セクション(主たる業務として条例案の審査や監務対応のアドバンスなどの法務事務を行うセクション)の設置の有無	2 専門の法務セクションが「ない」と答えた自治体			3 専門の法務セクションが「ある」と答えた自治体						4 庁内法務委員会の設置の有無	5 部局法務担当の有無	6 議会事務局における議員提案条例の立案を補佐する法務セクションの有無	7 6で有の場合そのセクション名・人数	8 法制や政策法務に係る組織の充実・強化を検討する予定の有無	8-(1) 8で予定なしの自治体	8-(2) 8で予定ありの自治体	9 法務系の職員研修の実施の有無	10 9で「実施している」と答えた自治体	備考		
		(1) 条例案審査の担当セクション名	(2) 左は「議案」一般のチェックや取りまどめをするセクションと同一か否か	(3) (1)の人数	(1) 専門の法務セクション名	(2) 左は「議案」一般のチェックや取りまどめも行っているか	(3) (1)の人数	(3) 審査室の有無	(4) 「政策法務」の推進を分掌する組織の有無	(5) (4)は(1)と同一か別組織か						(6) (5)が別組織の場合の人数	その理由				おおよその内容・目的	
城陽市	2011.2.22	なし	総務経済環境部総務電算情報課文書管理係(法務事務は文書管理係のおよそ2割5分未満。文書の收受発送等の文書管理事務が大半)	別個(議案一般のとりまどめは財政課)	3人(係長(補佐)+係員2名(主事1・主事補1)。係員のうち主事1名が法務事務を主に担当) *他に文書管理等を担当する嘱託職員が3名在籍	—	—	—	なし(念のため確認した。)	—	—	有 法令審査委員会	なし	なし	—	なし	②財政的・人的に余裕がない	—	実施している	② 「法制執務」など主に立法技術面での研修 ※ 市単独実施の研修として、毎年、入庁2年目の職員を対象に(必修)、法制執務の研修を行っている。講師は文書管理係長。 ※ 他に、希望者が下記の共同研修に参加。 ○ (財)京都市町村振興協会市町村職員等共同研修 ・「条例・規則の読み方、つくり方」(法制執務基礎) 参加3~4名 毎年 ・「法制執務の応用」 参加3~4名 毎年		
向日市	2011.2.8	なし	企画総務部総務課行政係(法務事務は行政係の事務量のおよそ4割程度)	同一	5人(係長含む。なお係員4人のうち1人が法務事務を担当)	—	—	—	なし(念のため確認した。)	—	—	有 例規審査委員会 ※ただし、1971年設置の頃聞かれるも、その後現在まで長らく開催なし。委員の任命もなし。	なし	なし	—	なし	②財政的・人的に余裕がない	—	実施している	② 「法制執務」など主に立法技術面での研修 ⑤ 「行政総務」など訴訟・行政不服申立て対応のための研修 ※ なお、市単独実施の研修は行ってない。以上に述べたものは、すべて共同実施の研修への参加であり、具体的には以下のとおり。 ○ (財)京都市町村振興協会市町村職員等共同研修 ・「条例・規則の読み方、つくり方」(法制執務基礎) 参加5名 ・「法制執務の応用」 参加1名 ・「基礎から学ぶ自治体訴訟実務」 参加1名 ○ 全国市町村国際文化研修所 ・「法令実務B」 参加1名 (2010年度) ○ (財)京都市町村振興協会市町村職員等共同研修 ・「条例・規則の読み方、つくり方」(法制執務基礎) 2日間5名 ・「地域主権時代を開く政策デザイン」3日間1名 ・「基礎から学ぶ自治体訴訟実務」 2日間 1名	向日市議会は2010.9月、たばこの吸い殻や空き缶などの放置を禁止する「向日市のまちを美しくする条例案」(市長提案)を否決した。違反者への罰則規定などに反対意見が相次いだため。市執行部は再提案するかどうか検討中。	
長岡京市	2011.2.15	有	—	—	—	総務部総務課法令遵守・法務担当 ※庁内各課には「係」と「担当」が混在。「担当」とは、スタッフ職的な意味合い。	行っている	2人(注幹(=課長級)、主事各1名)	なし	有	同一	—	有 法令審査委員会	なし	なし	—	なし	②財政的・人的に余裕がない	—	実施している	② 「法制執務」など主に立法技術面での研修 ※ 市独自の研修として、法制執務の基礎(新旧対照表方式の説明を含む。)を実施。 実施…2009年度及び2010年度各1回 90分 対象…新採職員+希望する職員 講師…総務課主事 ※ 他に共同実施の研修への参加あり。具体的には以下のとおり。 ○ 2010年度(12月末時点) (財)京都市町村振興協会市町村職員等共同研修 「条例・規則の読み方、つくり方」(法制執務基礎) 2名 「法制執務の応用」3名 ○ 2009年度は参加実績なし。	長岡京市は、2008年2月1日から条例改正に新旧対照表方式を導入している。きっかけは職員提案とのこと。
八幡市	2011.2.28	有	—	—	—	政策推進部財政課法務係	行っている	2人(係長含む。)	なし	なし	—	—	なし	なし	なし	—	なし	①必要性を感じない	—	実施していない	—	八幡市には面談に応じてもらえなかったため、直接のインタビューによる聞き取り調査はできなかった。法務係長から回答票をメールで受信した。
京田辺市	2011.7.6	なし	総務部総務室総務調整係(法務事務は係の事務量のおよそ4割程度)	同一	4人(係長含む。3人の係員全員が法務事務を担当)	—	—	—	なし(念のため確認した。)	—	—	有 条例規則等制定審議会(自治法上の附属機関ではなく、規程により設置された庁内組織)	有 条例規則等制定審議会委員	なし	なし	—	なし	②財政的・人的に余裕がない	—	実施している	③ 「政策法務の基礎」など職員一般向けの政策法務研修 講師は業者。補佐以下の職位の職員の中からの希望者を対象。各部局におよその人数を割り振る。 ※ 他に、(財)京都市町村振興協会市町村職員等共同研修への参加がある。2011年度の実績は以下のとおり。 「条例・規則の読み方、つくり方」(法制執務基礎)10名 「法制執務の応用」2名	

調査日	1 専門の法務セクション(主たる業務として条例案の審査や訟務対応のアドバイスなどの法務事務を行うセクション)の設置の有無	2 専門の法務セクションが「ない」と答えた自治体		3 専門の法務セクションが「ある」と答えた自治体							4 庁内法務委員会の設置の有無	5 部局法務担当の配置の有無	6 議会事務局における議員提案条例の立案を補佐する法務セクションの有無	7 6でそのセクション・人数	8 法制や政策法務に係る組織の充実・強化を検討する予定の有無	8-(1) 8で予定なしの自治体	8-(2) 8で予定ありの自治体	9 法務系の職員研修の実施の有無	10 9で「実施している」と答えた自治体	備考		
		(1) 条例案審査の担当セクション名	(2) 左「議案」一般のチェックや取りまとめをするセクションと同一か否か	(3) (1)の人数	(1) 専門の法務セクション名	(2) 左は「議案」一般のチェックや取りまとめもしているか	(3) (1)の人数	(3) 審査室の有無	(4) 「政策法務」の推進を分掌する組織の有無	(5) (4)は(1)と同一か別組織か											(6) (5)が別組織の場合の人数	
京丹後市	2012.3.15	なし	企画総務部 総務課行政係 (法務事務は行政係の事務量のおよそ3割程度)	同一	4.5人 (補佐含む。なお係員4人のうち1人が消防防災係と業務のため0.5人とカウント)	—	—	—	—	—	—	なし	なし	—	なし	③その他(政策法務に対する組織としての認識が乏しく、担当者レベルのみ意識しているのが現状。このことから財政的・人的余裕以前の問題)	—	実施している	②「法制執務」など主に立法技術面での研修 ※ 市独自の研修として、人事課主催で5～6年前に一度法制執務研修を実施したことがあるが、現在は独自研修は行っていない。 ※ 現在は、すべて共同実施の研修への参加であり、具体的には以下のとおり。 (財)京都市町村振興協会市町村職員等共同研修 ○ 2010年度 「条例・規則の読み方、つくり方」(法制執務基礎)6名 「法制執務の応用」6名 ○ 2011年度 「条例・規則の読み方、つくり方」(法制執務基礎)2名 「法制執務の応用」6名			
南丹市	2012.3.14	有	—	—	—	総務部総務課 行政係	行っている	5人 (係長含む。)	なし	なし	—	—	有 法令審査委員会	なし	なし	—	なし	②財政的・人的に余裕がない	—	実施している	②「法制執務」など主に立法技術面での研修 ③「政策法務の基礎」など職員一般向けの政策法務研修 ※ 市独自の研修として、法制執務の基本的知識に関する研修を毎年実施。 対象・新規採用職員 講師・行政係 ※ 他に(財)京都市町村振興協会市町村職員等共同研修への参加あり。具体的には以下のとおり。 ○ 2010年度 「条例・規則の読み方、つくり方」(法制執務基礎)3名 「法制執務の応用」1名 政策法務 1名 ○ 2011年度 「条例・規則の読み方、つくり方」(法制執務基礎)3名 「法制執務の応用」2名 政策法務 0名	
木津川市	2012.3.1	なし	総務部総務課 行政係 (法務事務は行政係の事務量のおよそ1割強)	同一	10人 (補佐と係長含む。新規採用の主事1人が法務事務を担当)	—	—	—	—	なし (念のため確認した。)	—	—	なし	なし	なし	あり	—	条例等審査会の設置についての検討(時期未定。近い将来)	実施している	②「法制執務」など主に立法技術面での研修 ③「政策法務の基礎」など職員一般向けの政策法務研修 ※ なお、市単独実施の研修は行っていない。以上に述べたものは、(財)京都市町村振興協会市町村職員等共同研修や京都府南部7市合同研修への参加である。その実績は以下のとおり。 (財)京都市町村振興協会市町村職員等共同研修 ○ 2010年度 法務系の研修参加者 なし ○ 2011年度 「条例・規則の読み方、つくり方」(法制執務基礎) 11名 「法制執務の応用」 3名 政策法務と条例立案 3名 京都府南部7市合同研修* ○ 2011年度 基礎から学ぶ法制執務 4名 *京都府南部7市(向日市、長岡京市、城陽市、宇治市、京田辺市、八幡市、木津川市)が毎年持ち回りで特別研修を行っているもの。法務系の研修に限らず広いテーマから毎年テーマ設定をしているが、たまたま2011年度は法務系の研修であったとのこと。		